

ソウェル団体生命・総合医療保険・積立年金保険

保険料・給付額については当パンフレットに記載の保険料（2ページと3ページ）、別冊資料に記載の給付額試算表（33ページ～34ページ）をご確認ください。

ソウェルクラブの会員様限定 お手頃な保険料!

ソウェルクラブ
一種会員・019会員
限定!



3つの保障を別々に選ぶことができます!

死亡保障

団体生命保険

団体定期保険

別冊資料
P3~P5
必ず確認!

万一の死亡・所定の
高度障がい状態に備えて

医療保障

総合医療保険

総合医療保険(団体型)

別冊資料
P6~P8
必ず確認!

入院・手術等の出費に備えて

老後保障

積立年金保険

拠出型企業年金保険
一時払退職後終身保険

別冊資料
P9~P12
必ず確認!

老後の生活資金に備えて

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

■2022年度(*)配当還元率(年間払込保険料に対する配当金の割合です。)

(*)保険期間 2022年4月1日～2023年3月31日

団体生命保険
(団体定期保険)

約**46.2%**

総合医療保険
(総合医療保険(団体型))

約**3.5%**



左記数値は2022年度の
配当実績に基づくもの
であり、将来のお受取
りをお約束するもの
ではありません。
年度によっては、収支
計算の結果、配当金
をお受取りにならないこ
ともあります。

お申込みは年1回です。		申込書等提出締切日	効力発生日 (加入(増額)日)	保険料振替日 (金融機関定休日の場合は 翌営業日に振替えます。)
新規加入 更新 について	団体生命保険	<新規に加入される方・ すでに加入されている方> 2024年1月12日(金)必着 ※加入内容に変更のない方は 提出不要。 (申込方法:別冊資料 P1~P2参照)	2024年4月1日 (ただし、半年払(ボーナス時 一時払)の効力発生日は 2024年7月1日からです。	月 払 毎月12日 (2024年4月12日から振替開始)
	総合医療保険 積立年金保険			半年払(ボーナス時一時払) *積立年金保険 年2回 (2024年7月12日) (2025年1月14日)の振替

お申込みにあたっては別冊資料の ■申込方法および記入要領 を必ずご確認ください。

i ソウェル団体生命・総合医療保険・積立年金保険に関するお問合せ お問合せ→1月12日(金)まで

●受付期間中【2023年11月1日(水)～2024年1月12日(金)】は…

ニッセイ団体保険コールセンター 通話料無料 **0120-775-229**

受付期間▶2023年11月1日(水)～2024年1月12日(金)

受付時間▶月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)

※お問合せの際には、団体名「社会福祉法人 福利厚生センター」をお知らせください。

※保険金・給付金の請求方法に関しては、団体窓口へご確認ください。

※ご家族からいただく照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

●コールセンター受付期間後は…

福利厚生センター保険部

TEL: 0120-134-666

FAX: 03-3294-6817

〒101-0052

千代田区神田小川町1-3-1

NBF小川町ビルディング10階

別冊資料に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレット・別冊資料(概要)・「ご加入のみなさまへ」とあわせてご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、
ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただき
ご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルは
こちら



厚生労働省の
公的年金シミュレーターは
こちら



積立年金保険

一般生命保険料控除の対象

※2023年5月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

拠出型企業年金保険
一時払退職後終身保険

積立年金保険の特徴



保険料のお払込みは在職中に完了します。
年1回、保険料を見直すことができるため、無理のない積立が可能です。

月 払

1口あたり1,000円とし、最低1口(1千円)以上最高200口(20万円)まで加入できます。

半年払(ボーナス時一時払)

1口あたり10,000円とし、最低1口(1万円)以上最高100口(100万円)まで加入できます。

※半年払(ボーナス時一時払)に加入する場合は、月払のご加入が前提となります。

月払と半年払(ボーナス時一時払)の1口あたりの保険料は異なります。ご注意ください。

ご加入例



40歳

- 保険料
 - 月払 10,000円(1口 1,000円で10口加入)
 - 半年払 50,000円(1口10,000円で 5口加入)
- 保険料払込期間満了年齢: 60歳

- 保険料払込期間満了時(60歳)積立金額 **約481万円**※
(払込保険料累計額440万円)
- 退職時に、年金コース(5年・10年確定年金、15年保証期間付終身年金)、一時金受取コース、終身保障コース(*)から選択できます。

払込保険料は、ライフプランにあわせて年1回見直しが可能です。
在職中から無理なく計画的な積立を!

(*)保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者(被保険者)の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。
※積立金額は別冊資料33~34ページの給付額試算表に記載の条件に基づいて計算しております。

ソウェル団体生命・総合医療保険・積立年金保険にご加入の場合、ご本人様に月額255円の制度運営費が掛かります。
1つの保険にご加入の場合でも、複数の保険にご加入の場合でも、制度運営費は同額の255円となります。

- 月払保険料は毎月12日(金融機関定休日の場合は翌営業日)に制度運営費と合わせて所定の口座から振替えます。(第1回目は2024年4月12日)
- 半年払(ボーナス時一時払)保険料は年2回、7月と1月の各12日(金融機関定休日の場合は翌営業日)に制度運営費と合わせて所定の口座から振替えます。(第1回目は2024年7月12日)
- 万一、振替ができなかった場合には、翌月の振替日に2カ月分を合算して振替えます。2カ月連続で振替ができなかった場合、初回振替日の前月末日に遡って脱退となります。



この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。



在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。また、「保険料払込期間満了後の給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。



ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。



保険料払込期間満了日(満60歳到達直後の3月末日)後も定年延長で継続して勤務される場合、最長満65歳到達直後の3月末日までご加入できます。

*ただし、新規加入は58歳まで(上記保険料払込期間満了日まで2年以上ある方)となります。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

- 財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

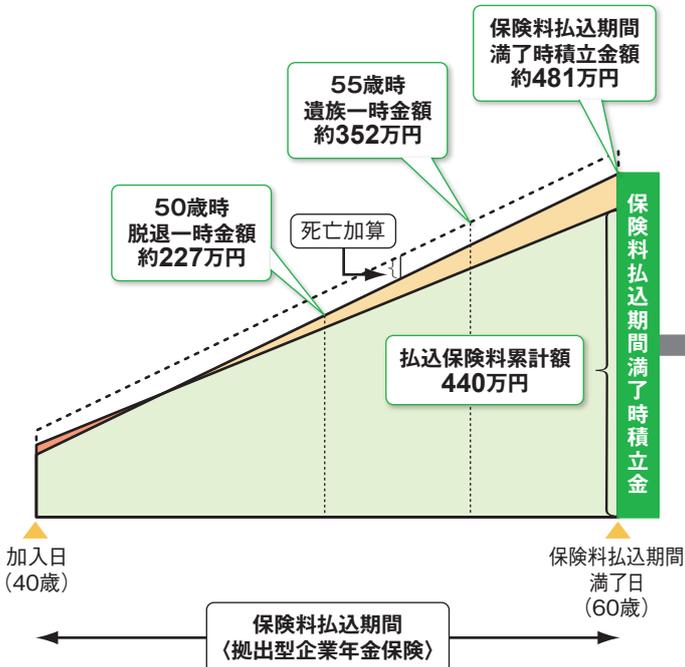
- 給付内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

積立年金保険

しくみ図

ご加入例 <60歳受取開始の例>

- ・ご加入年齢：40歳（男性）
- ・保険料：
 - 月払 10,000円（1口 1,000円で10口加入）
 - 半年払（ボーナス時一時払） 50,000円（1口10,000円で5口加入）
- ・保険料払込期間満了年齢：60歳



別冊資料33～34ページに記載の「給付額試算表」をご確認ください。

※この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

◆ 給付額について ◆

- ・しくみ図の給付額は、別冊資料33～34ページの給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

退職時に以下の①～③のコースから選択いただくことができます。

① 年金コース（拠出型企業年金保険）

1 5年確定年金プラン



2 10年確定年金プラン



3 15年保証期間付終身年金プラン

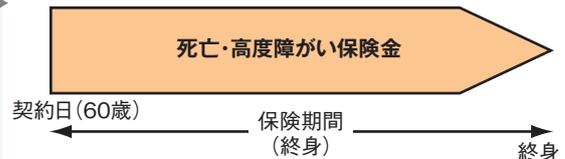


② 一時金受取コース

保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

③ 終身保障コース^(注)（一時払退職後終身保険）（個人保険）

当終身保障コースは2016年7月2日以降は取扱いを休止しております。



終身にわたって死亡・所定の高度障がいの保障を確保できます。
※詳細については別冊資料12ページをご参照ください。

(注) 終身保障コースは、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。その他詳細については、別冊資料12ページをご参照ください。